

町村との協議によりまして五十三年度が七三％になっている。これが五十四年度においては、〇％という数値になると、これがさらに増額負担になる可能性があるわけでございます。それともう一つ近日中に発足いたします都の財政再建検討委員会の結論いかんでは、五十五年度以降の都の財政運営が方向づけられるわけでございます。まして、こういうものの結論次第では五十五年度以降さらに厳しいものになるという事も想定されまして、今後の市の財政計画を立てるに当たりました。問題として、十分これらについては留意をしていく必要があると考えております。

それでは予算内容につきまして御説明申し上げます。大綱的に申し上げますと、歳入の主たる財源は市税、国庫支出金、都支出金、繰越金、さらには市債、こういったものでございまして、今回の補正額は五億五千九百五十五万四千円で、予算総額を八十九億五千四百八十七万二千円と定めようとするものでございます。

歳出におきましては、期末手当、都支出金の復活に伴います各種事務事業費、それからこのたび建設のめどがつきました市営住宅の建設費、それから留保いたしました予備費の各種事務事業に対します財源充当のための

調整等でございます。

なお、当初予算において留保いたしました職員の期末勤勉手当につきましては、ほぼ昭和五十四年度の財政の見通しを得ましたので、昨年実績を基準に年間六、二カ月分計上させていただきます。

次に、各款別の主たる内容につきまして御説明申し上げますと、歳入においては市税の追加補正といたしまして、個人の市民税におきまして国の地方財政計画等を参考に当初予算を計上させていただきましたわけですが、この見込み額を大きく上回る所得の伸びがございまして一億二千余万円を追加させていただきます。

それから国庫支出金でございますが、市営住宅の建設補助等一億五百余万円、都支出金につきましては復活されたものが大きくここにあるわけでございます。が、民生関係その他の復活及び市営住宅建設補助費、こういったもので当初予算におきまして復活を予測して、すでに予算計上をしておりました額との相殺額を今回補正させていただいているわけですが、額は一億五千九百余余万円と相なります。

それから当初予算で繰り入れをいたしました都市施設整備基金の繰り戻しも財源の見通しを得ましたので、今回補正で繰り戻しを一億円ほどさせていたしております。

それから市営住宅建設事業に対します市債一億四千三百三十万円、こういったものが主でございます。

次に歳出におきましては、各款にわたりました人件費が約九千八百万円、議会費では七月から三多摩上下水及び道路建設促進協議会第三委員会の委員長市に福生市がなるということでございます。この関連経費が約三十万円。

総務費におきましては、本来なら当然当初予算におきましてお願いをしておくべきものでございましたが、他市の制定の状況などが、そういったものの調査に若干時間をとりまして、そういった一つの取り組みに時間を要したということ、まことに申しわけない次第でございますが、このたび補正をお願いいたしております市の歌制定関連経費が約百二十万円でございます。それから私立幼稚園児保護者負担軽減のための補助金が約二千七百万円。

民生費の中で、七小学区に学童保育所を開設するというところで、その関連

経費約四百万円、高齢者事業団設立関係の経費、これが五百六十万円、それから当初予算では六ヶ月計上にとめておりました児童福祉の年間所要額、こういった関係の補正が一億一千五百余万円であります。

衛生費では、リサイクルセンターの不燃物選別処理委託料が六百五十余万円。

商工費におきましては、中央商栄会の装飾灯建設費補助金が百十四万円。

土木費におきましては、交通安全施設費千四百余万円、福生駅前通りでこ

ございますが、噴水跡地改良工事ということで、改良工事費三百八十万円。また当初予算では、さつき園を埋め立てまして広場とするという計画で予算をお認めいただいておりますが、現在のところ、さつき園の処理地が二年程度は埋立地として利用が可能でありますので、地元の御理解をちょうだいいたしまして引き続き使用すべく、その代替えといたしまして隣接地を国から借り上げ、そこに広場を造成するための追加費用千二百万円、面積的には、従来の計画したものか約七千平方メートル、隣接地が約一万平方メートルということで、この経費の追加分でございます。それから市営住宅建設費が三億千八百余万円でございます。消防費におきましては、災害対策用の食糧備蓄庫新設費千六百余

万円。

それから教育費では、二小のプール改良、三小防音機、能復旧、二中の屋体工事、
こういうものの当初予算額との不足分を約三千万円ほど追加させていたいただいてありま
す。次に、また中央図書館開設に伴いまして、図書の購入をさらに充実してい
きたいということで、今回二千五百万円の図書購入費を追加させていただいてあり
まして、これらが歳出の主なものでございます。

次に、今回の補正にあきましては、五ページの第二表に記載してございますよう
に、市営住宅の建設が二カ年にわたりますので、次年度におきます債務負担
行為をお願いを申し上げております。その金額は四億千二百二十万七千円と相な
っております。

また六ページの第三表、これも同じく市営住宅建設に伴う地方債補正一億四千
百三十万円ほどで、同表に記載の条件により、お願いをいたしております。

以上、大変難駁でございましたが、補正第一号予算の説明を終わらせてい
ただきます。

よろしく御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願い申

し上げます。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十六番（貫井喜代次君） 幾つか質問いたします。

九ページの歳入、市税の市民税について個人分の補正額一億二千六百六十四万六千
円について伸びがあったので、今回のように補正で追加されたという説明がいまあり
ましたが、このような伸びの課税内容というか、課税客体というか、伸びの内容は
どんなものか、これを詳細に伺いたい。と申し上げることは、当初予算計上の際に、
御承知のことだと思いますけれども、部長の説明は五十四年度は目いっぱい組んだと
しかし、この補正でいくと、補正前の額の十億千二百二十八万九千円の約二%くらい
の補正額になるかと思いますが、先ほど言ったとおり当初予算審議の際、五
十四年度は目いっぱい組んだという説明は議事録を見てもおわかりのとおりと思う。
それで今回の補正額は、目いっぱい組んだにしては多額であると思います。もち
ろん多額の補正ができることはまことに結構でありますけれども、したがって、
先ほど申し上げましたようなこれが内容をつぶさに説明をされたい。いま

一つは、今後はさらにどのくらいの伸びを見込まれるのか。それと一つ、法第二百十条でいう統計予算主義の原則による予算編成に反しているのではないかと思われるので、その点の考え方。九ページの市税については以上。

それから十四ページ繰越金について、今回一億六百六十五万五千円の増額であるけれども、五十三年度からの繰り越される見込み額はどのくらいになるか伺いたい。

次に歳出で七ページ。これも先ほど説明がありましたけれども、目の広報費の補正額百二十五万四千円のうち、市の歌関係で百二十万円ばかりが新規計上されているが、どうもこれは何かすっきりしない。市民憲章の制定については、当初予算に企画調整費で四十四万円計上されており、計画が進められてきたことがあらわれておりました。いやしくも市の歌ということに対して補正予算でこれを計上するということは、場当たり式あるいは思いつきというふうに見受けられるが、これが市の歌をつくるという趣旨、またこれによって市民にどのようなアラスを見込んでいるか、さらにいつごろからこれが検討、片議等がなされてきたか、その時期はいつからかを伺いたい。

次に二十六ページ、商工費の目の二、商工業振興費の補正額、商業施設補

助金百七万三千円が新規に計上されておりますが、先般これに対する特別の説明がありませんでしたけれども、これが施設はどのような施設であるか伺いたい。

次に三十五ページ、予備費ですが、今回補正額を加えた予算総額の八十九億五千四百八十七万二千円に対する予備費の適正額は幾らになるか伺いたい。三%といのか、四%でいいのか、これは特別な規定はないわけですからけれども、どのくらいが適正と考えているのか。

○議長(小林菊三君) 十一時まで休憩いたします。

午前十時四十五分 休憩

午前十一時一分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長(浅見裕康君) お答え申し上げます。

まず一点の市民税の個人の均等割の関係でございます。

御指摘いただきましたように、担当いたしましたのは地方財政計画あるいは都の経営だとか、さらには都税事務所、税務署、そういうものとのいろいろ

なファクターをさんしゃくいたしましたして、一応地方財政計画の七五%であるというような見通しの上に立って当初予算を組んだわけでございます。積極的に予算計上いたしましたという点についても、助役からもあるいは私からも予算の特別委員会におきまして説明申し上げてあるわけでございますが、実態といたしましたして非常にこれは見方が甘いという御指摘をいたしたければそのとおりでございますが特別徴収におきまして特に大きな各事業所に勤めております特別徴収対象の会社員、その他の方々、そういった方々の伸びというものが大きかったということでございます。地方財政計画で見っております七五%という伸び率をはるかに上回って、現時点におきまして、さらに八%程度の伸びが実際に確定申告で出てきて、実態として一五%以上の伸びとなったということでございます。特別徴収関係につきましては約八千百万円、当初見込みとの比較において伸びております。そのほかでは譲渡所得の関連の伸びが約二十百万円となっております。その他を含めまして一億二千百万円という数値に相なるわけでございます。

それから今後の伸びがどのくらいかということでございますが、現時点で予

算の伸びが期待されるものとしたしましては、法人関係のいわゆる市民税の法人分でございますが、これにつきましてもやはり所得の伸びという前提に立ちますれば、その会社そのものも営業的に非常に伸びているだろうとの想定をしております。それにつきましては確定申告納税制度でございます。九月決算を見て補正を組みたいと、したがって九月決算が十一月納付になりますので、十二月の補正までに私ども適確に情報収集をいたしまして、余り差のないよう補正計上させていただきたいと思っております。額にして四千万円から五千万円の法人関係の伸びがあるだろうと考えております。

次に十四ページの繰越金の関係でございます。

現在出ております繰越額は単純計算におきましては一億七千三百十二万二千円という数字に相なっております。今回の補正額の算定をいたしました基準といたしましては、そのうちすでに繰越明許費でお願いしております金額、これがいわゆる翌年度の繰り越すべき財源といたしまして特定財源分、これは西住宅地区周辺排水路の負担金関係で十九百七万二千円、それから翌年度へ同じように繰越明許費で繰り越すべき一般財源が十七百三十九万五千円、それに当初予算で

計上してございます三千万円。これを先ほど申し上げました単純繰越額一億七千三百十二万二千円から差し引いた残りを今回一億六百六十五万五千円計上したものでございます。

次に十七ページの市の歌の関係でございますが、これにつきましてはいま御指摘いただきましたように、本来的には当然当初予算に積算をいたしまして計上すべき性質のものでございましたが、先ほど予算の説明の中でも触れましたように、どういう取り組みをするかにつき検討してきておりまして、それらの金額算定あるいは今後の方向、策定の過程をさんしゃくいたしましたして、当初予算に計上できなかったというところでございます。もちろんこれは私どもはその前から御質問等も出ておりますので、この関係の御答弁を申し上げていくわけでございまして、実態としては、当初予算に計上できなかった特別な理由という理由はないわけでございますが、先ほど申し上げました経過がございますので、当初予算には計上が間に合えなかったということでございます。まことに申しわけない次第でございます。

それから市の歌をつくる趣旨とか市民にプラスの関係でございますが、それに

ついては自分の市を受するというが、市民としての意識を高揚していただきまして、こういうものの一つの媒体になったというところで、市の歌も市民憲章と同時に十周年記念を踏まえて制定すべきであるとの考え方に立ちましてお願い申し上げていくわけでございます。したがって、できるだけ愛されるような、あるいは皆さんが自然に口ずさむような歌にしていきたいというふうに考えております。

それから庁議の関係につきましては、いつごろからその庁議に載せたのかということでございますが、一応現時点におきまして臨時会を前提に正式には予算説明というものの関係でいたしております。その前に市民憲章の関係の協議におきまして、市の歌をつくらうという考え方はその時点に出してありまして、具体的対応といたしましての積算方法あるいは今後の予定等につきましては、……六月二十日の庁議に具体的事項を報告協議をしていたのであります。

次に二十六頁については担当の福祉部の方から説明をいたします。予備費は適正額はどのくらいかと、率的にどうかという質問でございますが、われわれ地方課その他からいろいろ財政関係の協議そのものをした中で伺っておりますのは、当初予算でも言いましたとおり、上限は三％ということに指

導をされております。三％という数値は、今回のような都の補正待ちの予算編成をするための留保財源として一般財源を留保するという考え方に立ち、た場合のパーセントと
いふふうにわれわれは理解をしております。

そこで、従来から大体六千万円ないし七千万円程度の子備費を計上させていたでありまして、それに準じました形で現時点におきましては六千四百万円というような数値となっております。これが幾らが適正かの判断に立ちますと、やはり当該地方公共団体の財政の現況あるいは今後の運営あるいは予算編成上の問題がそこに介在した場合等によりまして、その金額はある程度変化してくるものであると考へております。現時点におきまして私どもとしましては、従来から計上しております七千万円程度の金額で今後いきなうというふうに考へております。

以上私の方から御答弁申し上げました。

二十六ページの二つにつきましては市民部の方からお答えさせていただきます。

○市民部長(生子国利君) 二十六ページ、商業施設補助金については、中央商業会

の装飾灯を今回取りかえるということで申請がなされたもので、総額で三百三十五万円の工事費であり、したがって商業施設補助金交付規則に基づきまして三
五％の算出をいたしますと百七十七万五千五百円が今回の補助対象金額になります。基数におきましては四十基を取りかえるということになっております。

なお、この件につきましては、前回の栄通り商栄会の街灯設置の問題の際、いろいろ御意見をいただきました。その後これはあくまで商業施設については商工会を通じて検討して、さうなうたものについての裏書きをもらって、私の方は適正であるとの判断の上で交付するようになっております。したがってすでに商工会としては商業部会において十分検討された内容的資料も私どもにまいりてありまして、商工会会長から文書を添付されております。

以上のようないことで四十基をここで直す。ただポール等についてはそのまま存続し、上の街灯のみを、器具だけを新たにするものであります。

○十六番(貫井喜代次君) 市民税の回答をいただいたわけですが、それではさらにお尋ねいたしますけれども、特別徴収の伸びが大きかったというふうなことで八％くらいということですが、当初の八％が幾らになるか、その差額は幾らになるか、それと

均等割が十六万二千円ですか。今回の補正が大体五百四十件くらいの件数になりますか。この件数が大体当初から比較すると一五%くらいに多くなると思いますが、当初の均等割は千八十八万七千円です。三千六百二十四件、こういうようなことになっております。

それからまた当初予算で普通徴収が徴収率九七・三%、特別徴収が九九・五%というような市税収入見込みで当初予算に計上いたしましたけれども、これらの関係はどういうふうに変わっているか。今回の補正の一億二千六百六十四万六千円の中にこういうような伸びは変わりはないかどうか。今回の増収関係とこれらについてさらに伺いたい。

それから繰越金ですけれども、いまいろいろ一億七千三百十二万二千円の繰り越しが可能であると、しかし西地区の千九百万円、そのほかの関係もあるの。今回はこの一億六千六百六十五万五千円を計上したということですから、そこでお尋ねしたいことは、先ほども法第二百十条の統計予算主義の原則をどう思うかについて返答がないが、一般会計は当然予備費を計上しなければならぬということですが、この特別会計は繰越金に関して予備費はどうでもいいと、そう

すると、そうした繰越金を見込んだ中から西住宅地区その他の関係を差し引いておくということは、こういう予算編成の精神からいっているのか悪いのか。収入見込みのものは金額計上しなければならないことになっております。それをこういうふうにまだ三千六百四十六万七千円ばかり残しておくということは、これは当然予備費に計上しておかなければならない。したがって今回の繰越金の補正額は一億七千三百十二万二千円とすべきが当然のことである。何故に三千六百四十六万七千円を今後出ることがあるとしても残したということとは予算編成上まことによろしくない。これは私が申し上げるまでもなくよくおわかりだと思つて、そういう点をどう考えているか。

それからさらに不可解なものは、市の歌の関係、前から計画していたという説明と、市民としての意識をということから、また十周年を記念してとかいう説明がありました。しかし片議は臨時会を前提とした検討の中の六月二十日に開いたと、これははっきり市民憲章に基づく思いつき、場当たり式と言わざるを得ないと私は思います。地方自治法第二百十八条、補正予算にはどういうことが書いてあるか。普通地方公共団体の長は、予算の調整後に――

今回は調整後の補正一号ですが、調整後に生じた事由に基づいて規定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調整し、これを議会に提出すると、この法の精神からいってもこの市の歌の關係は予備している。先ほども申し上げたように、大切な、今後何年続くかわからないものに対して、思いつき場当たり式な計上であると言わざるを得ない。そういうような点について、いま一回説明をされたい。

それから商工会に対する施設の補助金ですけれども、いま説明を聞きますと、前回の采通りの關係がありましたけれども、采通りそのものに對しても何かと内容もつきりしない点があったように聞き及んでおりますので、これが補助に對しては、そうしたことの無いよう指導監督され、そういう面に努力してもらいたいと同時に、昨年七月二十七日に補助金等調査特別委員会が、一年有余かけていろいろ審議し、答申してまいりました趣旨も十分検討したと思えますけれども、そういうようなことも合わせて、これが取り扱いについては十二分の御注意をされんことを望みます。

それから予備費は、八十九億五千四百八十七万二千円に對する三％は幾ら

になるか。六千万円か七千万円か、いいということですからけれども、その点について、以上を伺って、あとはまた次に質問いたします。

○企画財政部長（浅見裕康君） 歳入の税収の關係でございますが、昨年度の税収の決算の伸びに對しましては計算してあったのでございますが、当初予算から八％伸びたら幾らになるかという指摘でございますが、当初予算比較の予算計上額を今回補正させていたわけでございます。あと、いわゆる徴収率でございますけれども、これは当初予算と同じ徴収率でございます。一応普通分が九七・三％、特別徴収分が九九・五％で同じように計算をさせていただいております。

それから繰り越しの關係でございますが、（「その前に法第二百十條の關係をどう考えているのか」と呼ぶ者あり）……統計予算主義ということで当初予算を組んでいたわけでございます。先ほど税収の積算につきましては、地方財政計画等にのっとりまして予算編成をいたしましたわけでございます。これにつきましては当初予算の御審議をいただき、きました予算特別委員会におきまして、森田議員さんから指摘いた

いたわけでございまして、現実的な問題として、私どもが若干積極的に組んだという点につきましては、計数的に積算しても確かにそれに達しないという指摘をちようだいしたわけでございまして、基本的な予算編成上の考え方といたしまして統計予算主義と、いわゆる税金を含めました歳入の把握につりては、ただいま御指摘いただきましたようなことで、確かに金額的にもあるいは見通しの率的にも若干下回ったということは数字が示しているとおりでございまして、その辺につきましては当初予算の御説明と率的に二%から三%下がっているということに相ならざるを得ないわけでございまして、まことに申しわけない次第でございます。一応ある意味では五十三年度に比較いたしましたしましては積極的に組んだわけでございますが、ただいま御指摘いただきましたような数値に相なるわけでございまして、この点深く反省するものでございまして。

それから繰越金の関係でございますが、いわゆる歳出予算におきましてこの組み方といたしまして、繰越明許に基づきます繰越額、それにつきましてはそれはそのまま翌年度で執行できるということとで、これらの経費について

翌年度に予算措置を要しないということで、今回繰越金の金額の算定の中で三千数百万円を計上していなかったのとであります。これにつきましては指摘いただきましたように予備費に組むべきであらうと、それが当然であらうという御指摘をちようだいしたわけでございますが、一応予算措置は翌年度に要せずという参考文献に基づきまして、今回その分を繰越すべき財源として留保した形で、補正額を一億六百六十五万五千円と定めたものであります。

市の歌につきましては、ただいま御指摘いただきましたような地方自治法の規定に基づきます補正の事由が明確に記載をされております。したがってそういった観点におきましては、当然これは具体的な編成あるいは今後の制定の方法等につきましては、六月二十日の庁議に臨時会からみの関係といたしましてかけたわけでございまして、実質的には当然従来からこの市の歌の制定の方向につきましては認識をしていたわけでございます。ただ先ほども申し上げましたように、予算の編成上、それに関連いたします経費、そういった積算が当初予算時点に間に合わなかったということでございまして、これもその前から実質的に当初予